

28常福福第160号  
平成28年7月13日

指定相談支援事業所 御担当者 様

常滑市福祉課長 近藤 彰 洋  
( 公 印 省 略 )

障害児通所支援等と日中一時支援事業の併給に係る取扱いについて（依頼）

日頃から、当市の福祉行政につきましては、御理解と御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月18日付27障福第2415号愛知県健康福祉部障害福祉課長通知「障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給利用について（通知）」（以下「県通知」という。別紙参照。）を受け、当市での取扱いを下記のとおり定めましたので御承知の上対応していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 県通知の概要

障害児通所支援等に加え、日中一時支援事業を同一日に利用し、報酬が重複している事例があったことにより、併給を認める場合には適切に支給決定等を行うこと。

※障害児通所支援等＝児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、就労継続支援、自立訓練等の日中活動サービス

※これらの日中活動サービスの報酬は時間単位ではなく1日単位で算定される。

### 2 常滑市の状況

#### (1) 障害児通所支援等及び日中一時支援事業の併給に対する考え方

障害児通所支援等が土日に運営していなかったり、障害児通所支援等の利用後、帰宅しても家族が不在であったりするため、日中一時支援事業の併給を認めていた。

#### (2) 併給する場合の日中一時支援事業の支給量

相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案又はサービス等利用計画案（以下「利用計画案」という。）に日中一時支援事業の支給量が記載されている場合を除き、特に定めはなく、申請者の希望の支給量を支給決定している（ただし、最大支給量は23日/月）。

### 3 今後の対応について

#### (1) 同一日における併給について

県通知にもあるように、基本的には障害児通所支援等及び日中一時支援事業の同一日における併給は認められないこととする。ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限り

ではない。

- ① 常に見守りが必要な障害児又は障害者（以下「障害児等」という。）であって、障害児通所支援等の利用後、居宅に保護者等の当該障害児等を見守る者がいない等やむを得ない事情がある場合

ただし、障害児通所支援等の利用については、当該障害児通所支援等の開所時間いっぱいまで利用することを条件とする。

- ② 同一建物であっても、各サービスの独立性が確保されている場合

## （２）利用計画案の取扱い

障害児等又はその保護者が、障害児通所支援等及び日中一時支援事業の併給を希望する場合、利用計画案に明記する。

## （３）併給時の支給量の決定について

やむを得ない事情により同一日に障害児通所支援等及び日中一時支援事業を利用する場合についてのそれぞれの支給量については、申請時の聴き取り、利用計画案に記載された支給量から勘案し支給決定する。

同一日に障害児通所支援等及び日中一時支援事業を利用しない場合における支給量については、併せて当該月の日数（＝31日）を最大支給量とする。

担 当 常滑市福祉課障がいチーム  
電 話 0569-34-7744  
FAX 0569-34-7745  
メール fukushi@city.tokoname.lg.jp